

# スマホキャッシュレス決済体験教室

スマホキャッシュレス決済体験教室を開催します。「スマホなんでもサポート号」でスマホキャッシュレス決済についての講座を行い、講座終了後に実際にスマホでキャッシュレス決済を体験することができます。参加者にはキャッシュレス決済実地体験用 200 ポイントを進呈します。

日にち	場所	内容	時間	定員
2月 9日(木)	役場日良居庁舎	スマホキャッシュレス決済の講座および実地体験*	(1) 10:30～12:00	各回3人 ※先着順（空きがあれば当日参加可）
2月 10日(金)	駐車場		(2) 13:00～14:30	
2月 16日(木)	道の駅サザンセト		(3) 15:00～16:30	
2月 17日(金)	とうわ 駐車場			

※実地体験は、2月9日・10日が、セブン-イレブン山口大島橋店で、2月16日・17日が道の駅サザンセトとうわで行います。

■対象者 スマホでキャッシュレス決済を体験してみたい方

■参加費 無料

■申し込み方法

参加を希望される方は、電話にて次の予約受付コールセンターにお申し込みください。

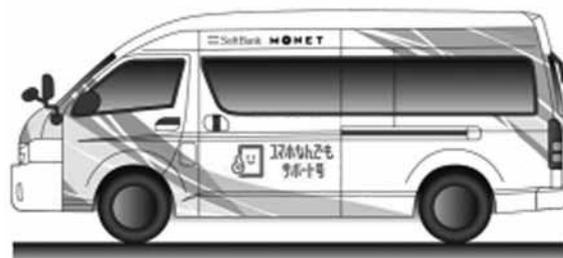
・ソフトバンク予約受付コールセンター

☎ 0800 (111) 9442 (通話無料)

・受付時間 10:00～18:00

■問い合わせ

政策企画課 D X 推進班 ☎ 0820 (74) 1007



▲駐車場に配置された「スマホなんでもサポート号」内で講座を行います。

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十一回特別弔慰金が支給されます

☎ 福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

特別弔慰金は先の大戦で公務等のため国に殉じた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番で順位が先になるご遺族お1人に支給されます。

(1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹（※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります）

(4) 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）（※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限りま）

■支給内容 額面 25 万円（5 年償還の記名国債）

■請求期限 令和5年3月31日